

益田市立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
益田市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	5
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	6
5. 関連する取組み・今後のフォローアップについて	10

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教職員を取り巻く環境整備の目的は、学校教育の質の向上を通じた「全ての子どもたちへのより良い教育の実現」である。

教職員が自らも学ぶ時間を持ち、健康な状態で子どもたちの教育に携えることができるように、「働きやすさ」と「働きがい」を両立した勤務状況を求めていくこと、そのためには学校における働き方改革が必要と考える。

学校における時間外在校等時間が長くなることで、脳や心臓の疾患など健康障害のリスクが上昇するとも言われている。また、長時間勤務を続けることにより心理的な負荷が重なり精神疾患の発症につながる場合も懸念される。教職員が心身ともに健康でいられるように、勤務時間や健康管理を意識した働き方を行うことが大切と考える。

教職員のこれまでの働き方をもう一度考え、長時間勤務等を見直すことで、教職員の心身の健康を守ることをはじめ、日々の生活の質を高めるとともに人生を豊かに過ごすなど、教職員のウェルビーイングを向上させることは重要である。また、教職員が自らの人間性や創造性を豊かにし、高い専門性と意欲、能力を最大限に発揮できる勤務環境を整備することは、子どもたちに対してより良い教育を行うことにつながるとも考えている。

教職員のこれまでの働き方をもう一度考えることで、教育委員会や学校の管理職が主体的にこれまでの学校の「常識」を見つめ直し、学校業務を所定の勤務時間内に終わらせることにつながるよう、教職員の勤務環境の整備と意識改革を進めたい。そのための第一歩として、まずは長時間勤務の目指すべき上限を定め、勤務時間を適正に管理することを行う。

本市においては令和7年12月に改訂した「益田市教育に関する大綱」に掲げるテーマ「わたしの学びが、ひととまちの未来を拓く」、コンセプト「『対話』がつなぎ『対話』でひろげるひととまちの多様性と可能性」の実現に向けても、教職員のウェルビーイングを向上させることは大切なことと考える。そのことが、この街の日常の中に「対話が紡ぐ『つながり』によって視野と可能性が『ひろがり』、そして『ひととまち』の未来を拓いていく、その一歩は私の学びから始まる」という姿をうみだすことにつながるものである。

こうしたことを踏まえ「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条に基づき本計画を策定する。併せて、文部科学省が示した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずる措置に関する指針」に基づき、この計画を定めることとする。

(2) 本市の現状

○本市では、平成31年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として「学校における働き方改革に関するガイドライン」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んだ。

○こうした取組みの結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を 上回る割合	月80時間を 上回る割合	年間360時間を 上回る割合
小学校	月31時間02分	22.8%	0.8%	49.8%
中学校	月32時間50分	23.0%	2.9%	55.0%

○時間外在校等時間が月45時間を超える割合が20%以上と多い。小学校においては「校務分掌に関すること」「国・県・市からの調査等の対応」「児童の提出物や成績の処理」等、中学校では「部活動に関すること」「校務分掌に関すること」「国・県・市からの調査等の対応」等の業務の負担感が大きく、「部活動の地域展開」「業務の平準化」「教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務の見直し」等を進めることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することができる。

○令和7年度に実施した「教職員ストレスチェック」の分析項目「働きがい」の肯定的回答の割合が小学校で58.9%、中学校で57.8%であった。「仕事や生活の満足度」の肯定的な割合が小学校で56.9%、中学校で55.4%であった。長時間勤務の状況を改善することは、喫緊の課題であるが、より本質的には、教職員がやりがいをもって仕事に打ち込むことを実現するかが重要である。

○令和7年度策定の「第2次益田市教育ビジョン」キーワード「つながり」の中の実現したいこと「創意工夫や挑戦を後押しする教育環境の整備・活用」の取り組んでいくことに「学校における働き方改革の推進」を掲げ、教職員の長時間労働の是正し、教職員が児童生徒に向き合うとともに、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立を目指すことを目的としている。

2. 目標

○時間外在校等時間に関する目標

- ・全ての教育職員が1年間の時間外在校等時間、360時間以内を目指す。
- ・全ての教育職員が1ヶ月の時間外在校等時間、45時間以内を目指す。

○年次有給休暇の取得日数に関する目標

- ・全ての教育職員が年5日以上取得する。

○ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェック分析項目「働きがい」「仕事や生活の満足度」の肯定的回答の割合を令和7年度より5ポイント改善する。

3. 計画の期間

○令和8年度～令和11年度

- ・取組みの着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の状況を把握し、毎年度、定例教育委員会及び総合教育会議において報告し、原則2年後の令和9年度末に計画の見直しを行う。

・計画見直しの指標

○令和9年度末の目標の達成度

○「『業務の3分類』を踏まえた業務の見直しの進捗度

○教職員、児童生徒アンケートによる「全ての子どもたちへのよりよい教育の実現」の達成度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

□ 選択制による二学期制の実施

- ・令和2年度に益田市立小中学校管理規則を改正し、学年の学期を三学期選択する制度を導入した。令和7年度末現在、小学校15校全校、中学校2校が二学期制を選択している。
- ・二学期制の導入することにより、学習評価に係る業務の削減と始業式、終業式等学校行事の回数削減が図られる。

□ 夏季及び冬季休業中における学校閉庁日（日直を置かない日）の設定

- ・夏季休業中、冬季休業中における学校閉庁日をそれぞれ7日間設定した。
夏季休業（8月10日～16日）、冬季休業（12月29日～1月4日）。

□ 各種団体主催参加・コンクールに関する負担軽減

- ・民間団体からの大会出場依頼や作文・絵画コンクール等の出展依頼、子どもの体験活動などの各種団体からの家庭向けの配布物について、当該団体等に対して学校の負担軽減に向けた協力の周知を実施する。本市のHPに各学校の各学級当たりの配布物仕分け一覧を掲示する。

上記の取組みは、今後も継続して取り組み、今後新たに以下の取組みを実施する。

□ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。保護者や地域住民による見守り活動を推進する。

□ 市教育委員会主催研修の見直しの実施

- ・市教育委員会は、事業の必要性、内容の重複、頻度、事業の効率性、実施時期等の簡素化・合理化の観点から事業の見直しを継続的に実施する。

□ 学校閉庁日（日直を置かない日）の拡充

- ・二学期制を導入した学校の秋休みに、学校閉庁日を設定する。

□ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校の対応困難な事案への対応窓口や対応方法等について市教育委員会内で検討する。

②教師以外が積極的に参画すべき業務

□調査・統計等への回答

- ・益田市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担（必要なものだけとなるよう精選し、回答方法も簡略化する等）を軽減する。

□学校の環境整備に関する負担軽減

- ・各地域の実情を踏まえつつ、学校の環境整備について保護者や地域住民の参加協力を推進する。

上記の取組みは、今後も継続して取り組み、今後新たに以下の取組みを実施する。

□部活動

- ・令和9年度中に、原則、休日のすべての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間の適正化を図り（実施日数、勤務時間内に実施するなど）、学校や地域の実情を踏まえつつ、段階的に地域展開を進める。

□ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・益田市内の契約業者と教育委員会と連携を図りながら、日常的な保守・管理を行う。

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

□授業準備、学習評価や成績処理

- ・益田市が配置できる教員免許を持たない校務支援員、SSS（スクールサポートスタッフ）等を適宜学校に配置する。

□支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・看護師及び益田市が配置できる教員免許を持たない介助員、特別支援教育支援員、日本語サポーター等を適宜学校に配置 する。

□学校行事・学校業務の見直し

- ・留守番電話の設置により、緊急を要する特別な事情がある場合を除き、勤務時間外の学校への電話対応の軽減を図る。
- ・入学式や卒業式等の内容や来賓出席の在り方を整理する。
- ・緊急ではない学校への連絡を、各学校代表へのメールでの連絡とし、地域や保護者への周知を図る。

上記の取組みは、今後も継続して取り組み、今後新たに以下の取組みを実施する。

□コミュニティ・スクールの導入促進と運営充実の支援

- ・未導入校の各地域における「つろうて子育て協議会」の機能充実を推進する。
- ・地域人材の学校業務への参画・補助を進め、教職員の負担軽減と子どもの学びの充実を推進する。

□校務 DX の導入の検討

- ・県の共同校務 DX の導入に向けての調査研究を行う。

□教頭マネジメント支援員配置事業による支援員配置

- ・規模の大きい学校に国の「教頭マネジメント支援員配置事業」を活用し、教頭の事務業務の一部を担う支援員を試験的に配置し、効果検証を行う。

□校内教育支援センター支援員の配置

- ・令和7年度現在小学校3校に校内教育支援センター支援員を3名配置しており、中学校4校に県の「学びいきいきサポート配置事業」による支援員が3名（うち1名は2校を兼務）配置されている。令和8年度は兼務解消を目指し、今後必要に応じ校内教育支援センター支援員の配置校を増やしていく。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・授業準備や教材研究などの時間の確保のため、学校行事や生活時程を見直し、業務内容を引き続き精選する。
- ・中学校においても、二学期制の導入を検討する。
- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小1：年間956単位時間以上、小2：年間1016単位時間以上、小3：年間1051単位時間以上、小4以上：年間1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・学校行事や各種活動の見直し、清掃時間や頻度の見直し、放課後の活動時間を勤務時間内での設定など、生活時程の工夫を行う。
- ・コミュニティ・スクール未導入校においては、導入の在り方を検討する。
- ・働きやすい職場づくりとして、職員室の机やファイルの保管棚等のレイアウトを改善することにより、業務効率の改善を図る。
- ・複数担任制の導入や、各主任等を中心とするサポート体制を構築、個人の業務を「見える化」して他者とデータの共有化を図る。
- ・複数の学校による合同部活動に移行する。

- ・平日の部活動休養日を週2日以上とし、1日当たりの活動時間の上限を平日2時間程度とする。
- ・地域スポーツクラブ、「つろうて子育て協議会」等による学校外の活動の部活動利用を推進する。
- ・各学校で「教職員メンタルヘルスケア委員会」等を設置し、管理職のリーダーシップの下、教職員に係るメンタルヘルスケアの取組を推進する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組み

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を順守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・2カ月連続で時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に産業医による面接指導を実施する。
- ・2カ月連続で時間外在校等時間が45時間を超えた教職員のうち希望する教職員に産業医による面接指導を実施する。
- ・2カ月連続で時間外在校等時間が45時間を超えた教職員の所属する学校とは、管理職と市教委との面談を行い、業務量管理を行う。
- ・ストレスチェックを実施し、実施後に各校管理職と状況を共有し、管理職の面接及び希望者には産業医による面接を実施する。
- ・年次有給休暇について通常の授業日でも計画的に取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・教職員の健康維持を図るため、勤務間インターバル制度（終業から翌日の始業までに一定時間【11時間の休息時間の確保が推奨】の休息を確保する制度）の導入について検討する。
- ・教職員のメンタルヘルスや心身の健康を支援するための相談窓口の周知を徹底する。

※教職員のための相談員「教員サポーター」（島根県教育委員会）

※公立学校共済組合 島根支部：メンタルヘルス相談 等

5. 関連する取組み・今後のフォローアップについて

- ・取組みの着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の状況を把握し、毎年度、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・時間外在校等時間に係る目標達成状況については、本市で導入している出退勤管理システム(タイムカード)で把握する。
- ・調査・統計等を縮小、削減するように、国及び県に要望をする。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・保護者・地域の理解を促進するため、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容等について、HP や広報において周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ・各学校における働き方改革の取組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、益田市小中学校校長会との連携を図り、管理職のマネジメント確立に向けての支援体制を推進する。